

# 改正消費税

## ( 税率アップ・軽減税率への実務対応 2 )

### 2019年10月からの消費税改正点

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

#### 1 軽減税率制度の概要

導入時期 2019年10月1日

対象品目 ① 飲食料品(食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く))。  
② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞。

税率 8%(国税:6.24%、地方税:1.76%)

注) 現行の8%税率は国税6.3%、地方税1.7%で配分が異なります。

#### 2 適格請求書等保存方式の導入

2023年10月から、適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入されます。「登録を受けた「課税事業者」が交付する適格請求書又は適格簡易請求書及び帳簿の保存が、仕入税額控除の要件とされます。

注) 適格請求書の記載事項は、発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容(軽減税率対象品目である場合はその旨の記載を含む)、税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称とされます。免税事業者は適格請求書発行事業者にはなりません。

##### (1) 適格請求書等保存方式導入までの経過措置

2019年10月1日から2023年9月30日までは、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置として、以下の措置が適用されます。

- ① 区分記載請求書等保存方式(請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」「税率ごとに合計した対価の額」を加えたもの)
- ② 売上又は仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられます。

##### (2) 免税事業者からの仕入れの特例(経過措置)

免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除の対象になりませんが、適格請求書等保存方式の導入後6年間は、免税事業者からの仕入れについて一定割合の仕入税額控除が認められます。